

南丹市いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

平成 30 年 5 月改定

南 丹 市

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向	2
1 いじめの防止等に対する基本認識	
2 いじめとは	
3 いじめの防止等のための基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
第 2 いじめの防止等のための南丹市の対応	4
1 いじめの防止等のための南丹市における組織等の設置	
(1) 「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
(2) 「南丹市いじめ防止等対策委員会」の設置	
(3) 「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」の設置	
2 いじめの防止等のために南丹市が実施する施策	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等	
第 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
(1) いじめ対策組織の周知徹底	
(2) いじめ対策組織における情報共有の徹底	
(3) いじめ対策組織の構成等	
(4) いじめ対策組織における取組の検証	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	

- (5) いじめの解消
- (6) いじめ解消後の継続的な指導
- (7) インターネット上のいじめへの対応
- (8) 地域との連携

第4 重大事態への対処13

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態発生の報告及び調査
- 3 調査を実施する組織
 - (1) 学校が調査主体となる場合
 - (2) 市教育委員会が調査主体となる場合
- 4 調査の結果を踏まえた措置
- 5 再調査及びその結果を踏まえた措置
 - (1) 再調査
 - (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
 - (3) 再調査結果を踏まえた措置
 - (4) 議会への報告

第5 その他の重要事項15

南丹市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童生徒がいたら最後まで守り抜き、いじめを行った児童生徒には、その行為を許さず毅然として指導していく必要がある。

市民がいじめに関する課題意識を持つとともに、児童生徒に関わる大人が見守り、また児童生徒も社会の一員である事を自覚し、いじめを許さないまちづくりを進めていかなければならない。

南丹市においては、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、地域社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、南丹市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめの防止等に対する基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、人権が尊重される学校づくりを推進し、人権尊重の精神に満ちた人間形成を基盤にしながら、全ての児童生徒を対象としたいじめの防止等の観点が必要である。

そのためには、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、いじめを許さない社会をつくるために、学校、地域社会、家庭、関係者等が一体となった継続的な取組を進めることが必要であり、また、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のわずかな変化に対しても、いじめの可能性を視野に入れ積極的に関与することが大切である。

2 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

3 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対して迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また何気ない冷やかしの悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員にいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、教職員が一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制の整備をしておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための南丹市の対応

1 いじめの防止等のための南丹市における組織等の設置

(1) 「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「南丹市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置することができる。

連絡協議会の構成員は、市立学校、PTA、地方法務局、児童相談所、警察、市及び市教育委員会関係課その他の関係者とする。

(2) 「南丹市いじめ防止等対策委員会」の設置

市教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「南丹市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

対策委員会は、以下の役割を果たすものとする。

ア 市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。

イ 市立学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。

ウ 市立学校におけるいじめの事案について、市立学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行う。

エ 市立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を行う。

対策委員会の構成員は、専門的知識及び経験を有する者を中心とし、調査を実施する場合は、対象となる事象の内容により、さらに専門家等の参画を求める等、公正性・中立性を備えた第三者とする。

(3) 「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」の設置

市長は、法第30条第2項に定める附属機関として「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、市立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の再調査に当たり、専門的知識及び経験を有し、公平性・中立性を備えた第三者とする。

2 いじめの防止等のために南丹市が実施する施策

いじめの防止等のために、市及び市教育委員会として以下の施策を実施する。

(1) いじめの防止

○教育活動を通じた豊かな心の育成

幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

また、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため各学校において、全ての児童生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育

イ 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組

ウ 児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組

エ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上

全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

○ いじめに関する調査研究等の実施

学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。

また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を促すよう、広報啓発の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

○ 教育相談体制の活用と推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し、多様な相談窓口の周知・活用を図る。

○ 定期的な実態把握

児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

○ 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校に関わる団体など、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 人材の協力等による問題解決に向けた支援

府と連携し、解決困難な問題への対応を支援する。また、市内におけるいじめの問題等を第三者の立場から調整・解決する取組を促進する。

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、府やPTA等とも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

○ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等

市教育委員会においては、毎年度、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、結果を周知する。

また各学校の法第22条に規定する組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や府、市の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめ対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童生徒への支援につながる。

さらに、学校基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、行内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組状況や達成状況を評価することにより、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。あわせて、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方や関係機関の参画を得た学校基本方針となるようにすることが、策定・見直し後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定・見直しに際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切である。

さらに、策定・見直しを行った学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域の方が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。

(1) いじめ対策組織の周知徹底

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施することが重要である。また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていくことが重要である。

さらに児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも必要である。

(2) いじめ対策組織における情報共有の徹底

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

(3) いじめ対策組織の構成等

いじめ対策組織は、当該学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等の複数の教職員によって構成することにより、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決

定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを加えるほか、可能な限り、いじめの防止等ための専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

さらに、いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようになるなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることが必要である。

(4) いじめ対策組織における取組の検証

いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、市教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、論議すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、論議する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童

生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化することのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反する。また、教職員は、学校の定められた方針等に沿って、いじめに関する情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底的に守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加えて、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事実をいじめ対策組織へ情報共有することが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められ

なくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(7) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

またインターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが重要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 地域との連携

学校は、当該学校のいじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会や地域学校協働本部等に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。

また、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を見安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生時の報告及び調査

いじめの重大事態については、市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめによる可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。

この場合、市教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。

なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

3 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設け実施する。

(2) 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う重大事態の調査は、「対策委員会」により速やかに実施し、必要な対応についての提言を行う。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査に添えて報告する。

さらに、学校で発生した重大事態について市教育委員会は、調査組織からの調査結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について再調査を行うことができる。

学校における重大事態について再調査をする場合は、「再調査委員会」が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

学校で発生した重大事態について市教育委員会は、再調査の結果及び提言を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告

市長は、学校における再調査の結果について、南丹市議会に報告する。

第5 その他の重要事項

市は、国や府の動向等も勘案しながら、市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかを必要に応じて検討し、必要があると認められるときは、市の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。